

# 言説、力、セクシュアリティ、主体の構築

ホーン川嶋瑤子

## はじめに

現代フェミニズムは、過去30年にわたって、あらゆる領域における男女間の力関係のアンバランスを「問題化」し、その変更を求めてきた。その30年にわたる歴史を振り返れば、理論的蓄積の面でも、社会制度的変革の面でも、社会的・文化的価値規範の面でも、個々人の意識の面でも、20世紀後半における最大の革命の一つと言っても決して誇張ではない根幹的变化を生み出してきた。

日本においても、男女平等は法制度化され、社会原則として定着した。多くの女性がある程度の経済力を獲得したし、政治的参加も以前に比べれば確実に拡大した。教育達成における男女差の縮小、固定的性役割の揺るがし、というように、まだ不十分であるにせよ、フェミニズムが達成したものを挙げれば長いリストができる。

日本におけるフェミニズムのこのような多方面における評価すべき達成と奇妙な対照を示しているのが、1980年代以降恐ろしい勢いで進行した「女性の性・セクシュアリティの商品化」「女性に対する性暴力」等の「女性の体に対する支配」の強化である。しかも、女性の体・セクシュアリティの支配は、あまりにも日々の生活の中に組み込まれてしまったゆえに、不可視化されてしまった。

アメリカの第二波女性運動は、ラディカル・フェミニズムという重要な思想と運動を生み出し、男女の力の不平等の根源を性関係にあると見て、セクシュアリティを政治化した。「性階級はあまりにも深いため不可視的である。あるいは、それは、表面的な不平等として現われるかもしれない。すなわち、いくつかのあたらしい改革によって解決される不平等、あるいは、多分女性を労働力に完全に組み入れることによって解決されるような不平等として見えるかもしれない。」(ファイアストーン、1970、p. 3)<sup>1</sup>

今の日本におけるセクシュアリティをめぐる状況を見ると、セクシュアリティこそ男女の力の非対称の根源であると見たラディカル・フェミニズムの洞察の意味するものは再考に値する。

1970、80年代アメリカのフェミニズム運動において、主として公領域への進出による男女平等達成というリベラル・フェミニズム的アプローチと、私領域、特にセクシュアリティを中核とする男女関係の対等化を求めるラディカル・フェミニズム的アプローチとは、多くの点で車の両輪であった。しかし、しばしば、後者は、前者より一層衝突的、分裂的であった。性の解放、同性愛、ポルノ論争、生殖、中絶権等を含めて、セクシュアリティは、過去30年間にわたって、フェミニズム内部での理論的論争と運動面での衝突の場となってきたが、フェミニズムを超えてすべての人を巻き込む大きな社会・政治問題でもあり続けてきたと言える。

日本でも、確かに、セクシュアリティにかかわる問題が全く無視されてきたわけではなく、ミスコンテストや売春、ポルノへの反対運動、ピル解禁要求は時折浮上したし、中絶に関する優性保護法改訂反対運動もあった。職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、何件かの訴訟を経て、改正雇用均等法により1999年からは雇用上の差別になった。女性に対する性暴力も深刻な問題として取り上げられるようになった、という具合に、セクシュアリティも問題化されてきた。

それにもかかわらず、日本では、性の商品化による女性のセクシュアリティの搾取に対する批判は、全体としては、その拡散に対抗するほどの力にはならなかった。逆に、この15年間に拡散が著しく進行して、大衆文化の一部となり、日常化、当然化したために、性差別問題としてとらえられることさえ少なくなってしまうように見える。雇用差別、賃金差別、女性管理者の少なさ、女性労働者のパート化の進行、政治における女性の代表の

少なさ、等については、男性と比べた女性の劣位を数値化することによって不平等を明示しやすい。また機会の不平等は社会的公平に反するという原則論は、多くの人に受け入れられやすい。対照的に、セクシュアリティにおける男女の力の非対等は数値化による可視化ができないし、そもそも力関係として見るという考え方は否定されやすい。

最近では、性関連産業の巨大化、性商品の消費者の拡大だけでなく、自らの性をすすんで商品化する女性たちが増えてきた。売春はかつて女性の貧困と結び付いていたが、最近は、「非行型」「生活苦型」から「普通」の女性たちによる「享楽型」への移行とも言われるようになった<sup>2</sup>。ポルノのどこが悪い、売春がなぜ悪い、個人の自由だ、という声が、性産業や男性消費者のみならず、女性たちからも出てきた。

日本では、なぜ「女性の性の商品化」がかくも短期間に進行したのだろうか？なぜ若い女性、少女たちが遊びや小遣い銭稼ぎのためにいとも簡単に性を売ようになったのか？「女性の性の商品化」は、女性のセクシュアリティの搾取なのか、それとも経済力獲得のための労働なのか？女性のエンパワーメントなのか？女性の性の商品化の拡散は、ジェンダー関係にどんな影響を及ぼしているのであろうか？

「性の商品化」をめぐるのは、アメリカでも、日本でも、多くの説がある。特に、個人の自由を中心とするリベラル・フェミニズムと、セクシュアリティを男支配、女従属の中核と見るラディカル・フェミニズムとは、多くの面に対立する分析を提供する。

本稿で、私は、(1)性の商品化に対するリベラル・フェミニズム的「個人の自由」アプローチは、女のセクシュアリティが男によって支配されている社会においては、支配からの解放よりもむしろ支配の一層の強化となる可能性が高いこと、(2)ラディカル・フェミニズムは、セクシュアリティにおける支配、従属関係の分析に有益な理論を提供したこと、しかしながら本質主義やエイジェンシーの欠如の問題点があるため、固定的であり、支配への抵抗という視点が弱いこと、(3)代わって、ポスト構造主義／ポストモダン思想の視点、とりわけミッシェル・フーコーが提示した「言説、力、主体」についての洞察を取り入れることにより、セクシュアリティをめぐる言説がいかに力と結び付き、男女の主体の構築に作用しているか、セクシュアリティをめぐる男女の力関係の構築、維持に貢献しているのかを分析し、しかしながら、支配には常に抵抗の可能性が内在しているという、より動的な分析を試みたいと思う。

## フーコーによる「言説、力、主体の分析」とフェミニズムにとっての意義

ポスト構造主義は、特に「主体」「知」「力」の面で、フェミニズムにとって有益な洞察をもたらした。近代ヒューマニズムが生み出した個人は、理性的、自律的、安定した、統一的主体であった。自己の存在を取り巻くコンテキストから切り離された主体であった。ポスト構造主義は、このような近代的主体概念を批判した。ポスト構造主義においては、言語を通して構築される主体（ラカン、クリステヴァ、シクスー）、書くことの結果としての主体（デリダ、イリガライ）、イデオロギーによってはたらきかけられ構築される主体（アルチューセール）、あるいは言説の中で構築される主体（フーコー）である。近代の「知」は真理の発見とその表現であり、真理へと至る方法の客観主義、科学主義は「知」の中立性を保障するものであった。それに対して、ポスト構造主義は、「知」を「力」と結び付けた。

近代的枠組みを脱構築していこうとするポスト構造主義は、フェミニズムにとっても、既存の秩序に挑戦する新しい戦略を切り開くものであった。それは、近代的「主体」や「知」の概念こそは、ながらく女性を排除、歪曲し、劣位に置くように機能していたものであり、したがって、このような女性にとって抑圧的な「主体」「知」を批判していくことは、重要な闘いの場であるという認識からであった。

特にフーコー（1976/86）<sup>3</sup>は、アメリカのフェミニズムに多大なインパクトを与えた。フーコーにとって、(1)知（思考、意味の生産）、(2)主体、(3)力関係（知に内在）は、言説において構築される。近代の「知」が前提

したような絶対的真理というようなものは存在しない。言説＝知＝力＝利害関係という結び付きのうえに築かれる「真実のレジーム（体制）」があるにすぎない。言説を通じた力の戦略によって、主体の構築とその管理が行われ、制度へのはたらきかけが行われる。

精神は、独立した思考力ではなく、言説／力によって書き込みが行われる場である。けれども、言説による書き込みは完全なものではなく、個人はエイジェントとして、それに抵抗する可能性を持つ存在である。アルチューセールのイデオロギー論は、イデオロギーによりはたらきかけられ、それに服従する主体の構築が中心であり、主体からの抵抗の視点は出てこない<sup>4</sup>。それに対して、フーコーは、異なる言説間の矛盾と競合、闘争、そしてそこにエイジェントとしての主体による抵抗の可能性があると提示した。

フーコーの『性の歴史』は、セクシュアリティが力の中核となったことを示した。セクシュアリティについての言説は、体の言説的構築を通して主体／アイデンティティを構築し、コントロールする。まさにセクシュアリティは力関係の衝突点となった。

フーコーはジェンダー関係を分析の中心としていないが、フェミニズムにとって、特に重要なテーマは、力＝知の体制（レジーム）の中で、「女の主体／体／セクシュアリティ」は、どのように意味づけられ、構築されているか、という問題である。

セクシュアリティとは、人の性的欲望、性的行為というだけでなく、アイデンティティの構成要素である。まさに人間の全存在から切り離すことができない重要な要素である。だからこそ、セクシュアリティにおける支配、被支配は、一方に支配する主体／体／アイデンティティを、他方に支配される主体／体／アイデンティティを作り出す。それによって、セクシュアリティにおける支配、被支配の関係が維持される<sup>5</sup>。

現代の日本において進行している「女の性の商品化」現象は、女性の主体／体／セクシュアリティ形成にどのように作用しているのか、どのような現実が構築されているのだろうか？女は男にない生殖力を持つゆえ、また男の性的欲望の対象として、男は常に女のセクシュアリティを自己の支配のもとに置こうとしてきた。現代日本におけるセクシュアリティをめぐる状況は、このような男のコントロールから女の主体／体／セクシュアリティを解放するものなのだろうか？女のセクシュアリティはどのような言説空間の中で構築されているのか、言説の生産者は誰か、言説はどのように流布・流通されているのか、言説はどのような力関係、利害関係と結び付いているか、どのように主体への働きかけが行われているのだろうか？これらのテーマを日米を比較しながら分析してみよう。

## アメリカにおけるセクシュアリティの政治化と闘争の展開

アメリカでは、1960年代の終わりまでには、セクシュアリティは社会を揺さぶる重要な政治問題となった。1953年に大衆ポルノ誌『プレイボーイ』が創刊されて、女性の性の商品化、娯楽化が進行し、大衆文化の一部となった。セクソロジー（性科学）<sup>6</sup>の発展は、女性のセクシュアリティの受動性という神話を壊し、能動性を強調した。1960年代初めの避妊ピル解禁は、生殖から解放された性を可能にした。さらに、人種差別反対を叫ぶ公民権運動が労働者運動、学生運動と連携して展開し、伝統からの解放、抑圧的な性や結婚制度からの解放といった社会変化が追及された。女性たちも、女性運動の展開の中で、性のダブルスタンダードの解消は女性解放の一環であるとして、フリーセックスを支持した。かくて、セクシュアリティをめぐる規範は大きく変化した。しかしやがて、「性の解放は、男に女の体へのより大きなアクセスを与えたのみではないか」「家父長制下における性の解放は、結局、男にとって都合のよい形での性の解放、女の性の利用にすぎないのではないのか」という議論を生んだ。

セクシュアリティをめぐる状況の著しい変化の中で、フェミニズムにおける理論化が現われた。ケイト・ミレットの『性の政治学』（1969）<sup>7</sup>と前出フィアストーン『性の弁証法』は、男による女のセクシュアリティの

支配を女性抑圧の根源として分析し、ラディカル・フェミニズムの先駆的貢献をした。ラディカル・フェミニストにとって、女の解放とは、「家父長制社会で男が規定する女の性からの解放」であり、自らの体と性のコントロールの回復を主張した。1960年代後半から全国的に展開した草の根的な女性運動は、「個人的なことは政治的」というモットーのもとにセクシュアリティを単なる「私的、個人的関係」から「政治的なもの」へと移行させた。「男と同じ権利の要求」を中心としてきた女性運動にとって、セクシュアリティの政治性を強調したことは、フェミニズム運動・理論に非常に重要な地平を開くものであった。しかし、セクシュアリティの政治性こそ、フェミニズム運動・理論にとっても激しい意見の衝突を生み出した。1970年代には、性の自由化やポルノの是非、中絶をめぐる、あるいはヘテロセクシュアリティの制度化、規範化に抗議するレズビアンズムをめぐる、フェミニズムは多くの対立と分裂を見た。

しかし、セクシュアリティは、フェミニズムとは別のルートからも、私的分野から引き出されて政治問題化した。というよりもむしろ、セクシュアリティは、既存の秩序が平和に維持されている限りプライバシーとして奥に置かれているが、いったん既存の秩序を揺るがすような現象や主張が生じるや、ただちに政治問題として前面に出てくるのだ、というべきであろう。それは、女性の平等問題としてではなく、道徳や表現の自由にかかわるからこそ、男にとって重要な問題として政治化するのである。性の解放やポルノをめぐる、一方では、伝統的価値、結婚制度、家族を守ろうとする保守勢力や宗教をバックにしたグループと、他方では、性モラルの変更を求める進歩主義者は激しく対立した。また、中絶権をめぐる、1973年に連邦最高裁による中絶合法化の判決<sup>8</sup>が出されて以来、間断なき論争が続いており、今日に至るまで、保守、革新を分かつ政治的分岐線の一つであり続けている。

ポルノ拡散をめぐる、1967年には「わいせつ物とポルノグラフィに関する大統領委員会」が設置され、中央政治の場での闘争の対象となった。同委員会の報告書は、ポルノ鑑賞と犯罪行為の間に因果関係があるとはただちに言えないとし、ポルノ規制は表現の自由を侵害することになるとした<sup>9</sup>。

司法の場における闘争としては、「Miller v. California」(1973)裁判があり、連邦最高裁判決によって、表現の自由の保障を受けない「わいせつ物」についての判断基準が示された<sup>10</sup>。「わいせつ性」は、性的表現の色欲へのアピール、感情侵害性が中心であり、女性差別とか蔑視と関連づけるものではなかった。女の体の使用であっても、「感情侵害性」は結局、女にとって、ではなく、男が判断者である。ポルノが拡散すればするほど、鑑賞する男にとって感情侵害性は希薄化する。結局、「わいせつ」を理由とするポルノ規制は著しく困難となった。

1970年代には、ビデオ、ケーブルTV等の新しいテクノロジーを通して、ポルノは一層拡散し、かつ、ポルノ自体が、単なる裸体の表象から、性器拡大、暴力的なものへと変質していった。1970年代後半、このようなコンテキストのなかで、フェミニストのポルノ批判が登場した。特にラディカル・フェミニストたちは、ポルノを「男支配、女従属を象徴するもの」としてとらえた。それまでのポルノ議論は、その反道徳性、性犯罪との関連が焦点であつたが、フェミニスト言説は、ポルノが表象するセクシズム議論の批判へと焦点を移行させ、女性の客体化、モノ化、蔑視を非難した。しかし、後述するように、ポルノ議論は、しばしばフェミニズム内での激しい対立を伴った。

法制度化を通じた反ポルノ闘争は、キャサリン・マッキノン、アンドレア・ドウォーキン等によって試みられた。「わいせつ物」取締りによる規制ではなく、ポルノで被害を受けた女性が市民的権利侵害の訴えを起こせる条例をインディアナポリス市で1984年に成立させた。ここでは、ポルノは、「わいせつ」としてではなく、「女性差別の実践」「性的にあからさまな女性の従属の描写」として定義されている<sup>11</sup>。この条例は、成立と同時に、その合憲性をめぐって、言説に圧倒的支配権を有する出版業者、書籍流通販売業者によって法廷闘争に持ち込まれ、定義の漠然さゆえに表現の自由を侵害するという理由で、1985年に違憲判決が出された<sup>12</sup>。この条例は、ポルノの持つ女性一般に対する差別性そのものを問題とするのではなく、ポルノに利用されて被害を受けた女性の救済をねらったものであったが、「表現の自由」の力はより強力であった。

1985年には、保守政権のもとでポルノ問題は再びワシントンの政治の場に持ち込まれ、司法長官の「ポルノグラフィ委員会」が設置された。同委員会は、ポルノ産業の拡大、犯罪組織との結合、ポルノの質的变化を強調して、暴力的ポルノは女性に対する暴力を誘発すること、性暴力を容認する態度を助長すること、ポルノは子供に悪い影響を与えること、子供のポルノへの利用は犯罪であること、を述べ、「わいせつ」取締りの強化を提言した<sup>13</sup>。

以上のように、アメリカでは、ポルノ問題は拡散と同時に、常に大きな社会問題として、政治、司法、立法化、学界、フェミニズム理論と運動、道徳論、犯罪論、等あらゆる問題提起を巻き込んできた。

ところで、アメリカは「表現の自由の保障」に多大な価値をおく社会である。戦後マッカーシズムによって思想弾圧が行われたという苦い歴史の記憶は今でも強く残っており、「表現の自由」の侵害に対しては著しく敏感である。このことは、出版物の法的規制は、社会的有害性（差別、性犯罪増加、子供への悪影響、等）を理由としても、表現と有害な結果との直接的関係を証明しないかぎり、著しく困難であることは、規制を試みた法律、条例がほとんど連邦裁判所によって違憲と判断されたことを見てもわかる。表現が人種差別的あるいは性差別的であり、「平等権」を侵害されたという訴えも、表現が表現という形にとどまっているかぎりは、表現が実質的に有害な結果を生じているか否かを論じることなく、ほとんど否定されてきた。グループ（女性、ある人種グループ、等）に対してではなく、特定の個人に向けられた場合のみ、名誉毀損が特別な状況において認められる程度である。マッキノン（1993/95, p. 93）<sup>14</sup> は、表現が平等を侵害しうるにもかかわらず、「表現の自由」と「平等権」とはどのように関連しているかが論じられることなく、表現の自由法は発達した、と述べ、このような表現の自由論を批判している。

しかし、アメリカでは、このような「表現の自由」の強い保障にもかかわらず、ポルノは、個人が特にそれを持ち込まないかぎり、日常生活の中に個人の意思に反して侵入してくることは少ない。公共の場にも少ない。（このような状況を一変させつつあるものが、後述するインターネット・ポルノの拡散である。）

では、日本ではどうであろうか？

## 日本におけるセクシュアリティの「大衆商品」化と非政治化

今日の日本は、日常がポルノ的記号に包囲されており、人々はそこから逃れることは不可能である。日本の性産業は、売春防止法の成立（1956）とその実施（1958）が抑制となることなく、法規制に対しては、次々と新種の風俗を考案して生き延びるというように、縮小どころか形態を多様化しつつ拡大してきた<sup>15</sup>。

特に1980年代以降、情報産業が中心となる資本主義経済の中で、女性の体は短期間のうちに商品化され、資本的利潤を生み出す道具とされてしまった。それは、いくつかの特徴をもっている。

第1に、女性の性の商品化の著しく短期間の拡散が、形態の多様化を伴って生じた。消費者の拡大、市場の巨大化は性産業の肥大化を招き、肥大化した性産業はあの手この手の新種の性商品を売り出し、消費を一層煽り、市場をますます巨大化するという螺旋的力学を生んだ。

第2に、性産業の巨大産業化、性売買産業と性情報産業の結合、先端の情報テクノロジーの活用がある。マスメディア（週刊誌、スポーツ誌、夕刊誌、テレビ番組、ビデオ）の一部がこぞって女性のセクシュアリティの商品化による利潤の拡大にのり出し、マスメディアのポルノ化現象を生み出した。マスメディア自体が大衆消費者の性的欲望の刺激装置と化し、性売買産業の宣伝媒体化となり、ポルノ消費市場をますます拡大させるという共存・共栄関係が構築されている。片居木（1995, p. 28）は、このような性売買産業と性情報産業の構造的結び付きを「マスコミ＝セックス産業複合体制」と呼んでいる<sup>16</sup>。

第3に、性商品の宣伝および流通、販売網の拡大があり、誰もが読む新聞、誰もが使用する交通機関、誰もが利用するスーパー等、人々の日々の生活圏に浸透しており、人々はそこから逃れることはできない。

第4に、性産業の国際化、観光・娯楽関連産業との結合がある。アジアへのセックスツアーは、1960年代の台湾旅行から、キーセン観光旅行、フィリピン、タイへの買春旅行へと観光・娯楽関連産業と結合して拡大した。80年代にはさらに、東南アジア女性を日本に連れてきて性産業に従事させるケースが増加した<sup>17</sup>。

第5に、「性商品」が普通の商品と同じように出回り、宣伝され、消費されるにつれ、性商品の消費自体が一般娯楽化し、後ろめたさは希薄化あるいは消滅した。電車の中で公然とポルノを眺め、レイプ・ストーリーの漫画に熱中する大衆の出現は、ますます性商品の普通商品化を促進した。

第6に、自ら性を商品化する「普通の」女性たちの出現である<sup>18</sup>。普通の女性、特に若年少女たちの性産業参入が一種の流行化し、ますます多数の若い少女たちが積極的に自らの性を商品化する現象を生み出した。女性たちの性産業への参入理由は、かつては貧困や非行、家庭環境の悪さ等の原因があることが多かったが、そのような特殊事情がない少女たちが手取り早い小遣い稼ぎ目的という動機で性を売るケースが増加した。

多数の、しかも若年の、どこにでもいる「普通の」女性たちの性産業参加という現象の出現は、日本の性産業肥大化を極めて特殊化するものである。アメリカでも性産業に引き入れられる少女たちの多くは14-15歳、家出や家庭の貧困、崩壊等の問題を抱える少女、だまされたケースがほとんどだとされており、また、子供の時に身近な人による性的搾取・利用を経験した者が多いと言われている。普通の家庭の少女で、通学しながら、しかも友人を通してかなり集団的に性産業に参入するという例は報告されていない。

## マスメディアが作る言説空間の日米差

表現の自由によるポルノの法的保護が強いにもかかわらず比較的日常生活に侵入してこないアメリカと、日常生活に浸潤している日本。日米の違いは一体どこから生じているのだろうか？この問題を、第1に、ポルノおよびポルノ的メッセージの生産、宣伝、流通、販売における差、第2に、マスメディアの自主規制における差、第3に、住民運動、市民運動、市民団体運動における差、という3点から見てみよう。

- (1) アメリカの一般の大手出版社はポルノを出版しない。ポルノの出版は、ポルノの出版社による。日本の大衆ポルノ誌は、出版界に最も大きな影響力を持つ最大手出版社によって出版されている。これらの大手出版社は、文芸書、一般教養書、子供向け書籍、学術書からポルノ的雑誌まで、たこの足の営業組織である。
- (2) アメリカで大きな販売部数を持つ大衆向け一般週刊誌は、ポルノ写真やポルノ広告を掲載しない。日本の大衆週刊誌の一部は、近年ポルノ掲載によって発行部数を拡大してきたが、その表現のどぎつさは増す一方である。
- (3) アメリカの大手新聞にポルノ誌広告が掲載されることはない。新聞の公共性、一般家庭に入っていくメディアであることに照らして、「広告掲載についてのガイドライン」を設定して自主規制を行っているからである。最終的には市民の目があり、不適切な広告については抗議の声が新聞社に寄せられる。広告欄も新聞の一部であり、新聞社は掲載について責任を持つ<sup>19</sup>。日本の大手新聞社はどこもポルノ的雑誌の広告を毎週定期的に掲載しており、これらは重要な広告収入源となっている。
- (4) アメリカでは、電車、駅等の公的場にポルノ的広告は掲載されない。郵便箱、電話ボックスにポルノチラシが入れられることもない。日本では新聞での広告に加えて、日々大勢の人々を運ぶ公共の輸送機関である電車の天井からぶら下がるという形態の広告が広く用いられている。個人の家庭の郵便箱にはアダルトビデオや性サービス関連のチラシが投げ入れられる。
- (5) 日用品を販売する大手スーパーはポルノを陳列、販売しない。日本のコンビニ等は、ポルノ的雑誌の陳列、販売所となっている。
- (6) アメリカのポルノ消費者は、ポルノをプライベートな場所で見るという一種のルールがある。日本の消費者は、公的な場所で、人の目もはばからず読む。ポルノやアダルトビデオのモデルあるいは売春することの遊び

化、「みんながやれば怖くない」という日本的集団心理が、うしろめたさを消滅させた。人の目が行動抑制として機能していた日本文化の消滅もある。

(7) アメリカは、「表現の自由」が外部的に規制されることを嫌い、自主規制、業界規制によって、社会的に容認される範囲内に抑さえようとする。日本の業者は、金もうけになるか否かの商業主義によって支配されており、社会的責任からの判断基準はもっていないように見える。言説を支配するのはメディアであるが、自己点検機能を持たないし、メディアを批判するメディアは不在または縁的存在ということだろう。

(8) アメリカでは、地域住民の運動によって、「表現の自由」と他の利益（子供の健全育成、他人への迷惑制限、家族価値の保護、等）との調整の措置が採られる。ゾーニング、時間制限、展示方法の制限、宣伝の制限、等である。特に、コミュニティの構成員の一人として、自分達はどのようなコミュニティに住みたいか、どのようなコミュニティを作りたいか、を論じる地域住民運動は大きいインパクトを持ちうる。もともと市民運動の弱い日本で、青少年の健全育成に悪影響をもたらすという理由からのポルノ規制運動は一部で展開されたが、市民からの抗議の声を受けて、ポルノ的記号の拡散者側が態度を変えるということはずまない。

結論として、言説の生産、宣伝、流通、販売の面でも、メディア自体による自主規制の面でも、また、市民運動の面でも、アメリカでは、ポルノの日常生活への拡散を抑制するいろいろなカウンターパワーが存在するのに対して、日本では、拡散する要素ばかりが強力に作用し、それに立ち向かうカウンターパワーが不在または著しく微弱であるということだろう。

女性たちは、いつの時代にも、生活に追い詰められ、あるいはだまされて性を売った。売春は女の職業の最も古いものであったという。しかし過去においては、女性に広くあまねく自らの性の商品化を煽るマスメディアは存在していなかった。情報時代の今日、メディアは言説の最大の生産機関となった。フーコーは、セクシュアリティは禁止によって規定されるのではなく、何をすべきかの奨励によって規定されると述べた。日本のマスメディアの性情報や性売買産業が発信するポルノ的メッセージは、日常的に、女性たちに性の商品化を奨励し、男たちにはその消費を奨励している。我々はこのような言説空間の中で日々を生活している。このような言説空間の中で、日本人男女の主体構築が行われ、現実が構築されているのである。

### アメリカにおけるポルノ、売春をめぐるフェミニズム言説<sup>20</sup>

フェミニズム理論と運動は、ポルノをめぐる、激しく衝突したことは前述した。ここで、いろいろな考え方の中でも特に二つの相対立する考え方に焦点を置いて論じたい<sup>21</sup>。しかしその前に、伝統的議論に触れると、ポルノ反対派は、家族という制度内での生殖と結合した性の支持から、ポルノは性欲を刺激し、性犯罪、婚姻外出生等の社会問題を誘発するものであり、社会道徳を低下させ、人間の品性を侵害すると主張する。売春も同様である。

それに対して、リベラリズムの中でも特に個人の自由を中核的価値とする流れは、根本原則として、個人はその自由意思により自らしたいことを合理的に選択することができるという人間観に立ち、そのような個人の自由を最大限に支持する。「表現の自由」は個人が享受すべき権利であり、ポルノ制作も「表現の自由」として保障されるべきであると主張する。ポルノ鑑賞は、消費者にとって単なるファンタジーであり、カタルシス道具であり、ポルノ鑑賞と性犯罪との間には直接的因果関係があると科学的に証明されないから、その制限を正当化しない。不道徳性自体は犯罪化の理由とならない。売春についても、強制が伴うものは否定されるべきであるが、自由意思に基づく選択としての売春と買春は、契約の自由として尊重されるべきである。不道徳性は否定の理由にならない。

フェミニズムの中で、ポルノ規制に反対するリベラル・フェミニズムは、このようなりベラリズムの上に立っている。リベラル・フェミニズムの長い伝統は、女性も男性と同様の合理的判断能力を持ち、自己の行動を選択

できること、したがって男性と同じ権利と自由の享受を主張してきた。このような考え方に立って、ポルノモデルになること、売春することも、職業選択の自由であるという主張も出てくる。労働市場における性差別ゆえに女性の職業選択肢は限定されており、低賃金職に押し込められているという現実があり、一部女性が高賃金を伴う性産業への就業を選択するのは、性差別的労働市場においてはむしろ合理的選択である。他人や公権力が、女性の売春選択は不適切であるとして否定することや、女性のための特別の保護策をとることは、かえって女性を劣等視することになる。自由で対等な私人間での性的スキルやサービスの提供という労働契約であり、体を売っているのではない。売春の犯罪化、売春婦という社会的にネガティブな烙印が差別の原因となっているとし、売春の非犯罪化を主張する。ただし、「自由」な「選択」に基づかないものについては、不当である。したがって、「強制」を伴うもの、非対等な力関係の中での隷属的契約、十分な判断能力に欠ける若年者の場合は、否定される。

もちろん、リベラル・フェミニズムがこのような考え方で統一されているわけでは決してなく、女性にとって望ましい選択ではないとしつつも、「国家権力による規制への反対」「女性保護的な特別の法的措置への反対」「女性の自由意思の尊重」「自己の体の管理権」というように理由付けに幅があると言うべきであるが、個人の選択の自由を基本原則としている。

セクシュアリティに関して、リベラル・フェミニズムの基本原則に対してアンチテーゼを構成するのが、ラディカル・フェミニズムである。多くのラディカル・フェミニストにとって、セクシュアリティは人間存在の中心であり、男女の社会関係を築くものである。まさにそれゆえにこそ、男による女の支配の中核となっているのである。ポルノは単なる表現ではなく、力関係の表象である。

マッキノン (1989)<sup>22</sup> の次の言葉は、このような考え方の核心を的確に表明している。「セクシュアリティがフェミニズムにとって意味するものは、労働がマルクス主義にとって意味するものと同じである。セクシュアリティは最も自己に属するものでありながら、最も奪われているものである。……セクシュアリティは、ジェンダーの社会関係が構築され、編成され、表現され、方向付けられる社会的プロセスである。そのプロセスを通して、……“女”と“男”という社会的存在が作り出され、その男女関係が社会を作り出す。」(p. 3) マッキノンにとって、男による女の支配は性的である。「ポルノは、ファンタジーでもなく、カタルシスでもない。性的現実である。ポルノの中での女の表象は、現実の女の生き方を規定する。ポルノはいつでも手に入る性的物を提供する。」(ドウオーキン、1979、pp. 199–201)<sup>23</sup>

ラディカル・フェミニズムの考え方によれば、ポルノにおいて、女は主体としての存在を失い、客体化、モノ化される。ポルノは、知性、感情を持つ女の全的人間としての存在を否定し、女を非人間化し、性器に還元する。ポルノは大衆文化の中で、女の従属を支える最も強力な手段の一つである。

ポルノも、売春も、レイプ、暴力、セクシュアル・ハラスメント、子供の性的利用と同様に、性的侵略であり、セクシュアリティの支配を通じた女の支配であり、女のセクシュアリティの搾取である。売春は、労働ではありえない。女性の自由意思に基づく選択ではありえない。女の性の商品化の促進ではなく、性のコントロールの自らの手への回復こそが、女性の従属からの解放への道である<sup>24</sup>。

1980年代、今まで大きな社会的発言権を持たなかった性産業従事者、元従事者の間から、性の商品化をめぐる賛否相対立する組織的運動と発言が出てきた。

一つは、売春する権利の主張である。COYOTE<sup>25</sup> というような性産業従事者や性的自由主義者からの発言と運動に加え、売春を労働として認めるべきであるという主張の理論化が行われるようになった。特に有名なのは、デラコスト&アレクサンダ (1987)<sup>26</sup> らが先鋒に立つが、彼女らは、売春は自由意思による職業選択の一つであるとして、「売春する権利」を主張する。売春婦ラベルが売春婦への偏見を生み出してきたとして、売春を性的サービスを提供する労働(セックス・ワーク)、売春婦をセックス・ワーカーとして、再概念化しようとする。ヒモはビジネス・マネジャーである。セックス・ワーカーが提供するものは性的サービスであり、体の売渡してではない。労働者として、労働条件の改善、訓練によるスキル向上等が必要である。研究者の中にもこのよう

な主張の擁護者もいる（ザッツ、1997）<sup>27</sup>。

二つには、売春サイバパーの組織 Whisper 等の声があり、上と全く逆の立場に立つ。売春は「自由意思」に基づく職業選択ではない。売春開始時期は14歳位であり、多くは子供の時に性的、身体的虐待を経験している。女性や子供を売春に押しやる「力」、いったん売春に入るとそこから出にくくする「拘束力」がはたらく。レイプ、暴行、ポルノ撮影で心理的、身体的に拘束される。ポルノは売春婦教育の役割を果たし、少女を売春の世界に慣らししていく。売春は性的搾取であり、被害者なき犯罪ではない<sup>28</sup>。

売春は女性にとって権利か、それとも性暴力かの問題は、国際舞台での攻防となった。

「北京での世界女性会議」で採択された「行動綱領」は、「女性への暴力」を非難したが、その中には強姦、夫・恋人による暴力、人身売買、セクシュアル・ハラスメント等は含まれたが、「売買春一般」を入れることに対しては一部から強い反対が出され、結局「強制売春」のみが入れられた。「一部の政府による妨害と NGO の動き」があったためだという<sup>29</sup>。「強制と自由」「成人売春と児童売春」「第三世界における売春と第一世界における売春」「売春と人身売買」を区別し、成人による自由売春を正当なる労働化しようとする動きは、国際的に勢力を増しているようだ。

## 日本における「性の商品化」をめぐる言説

日本でも、性の商品化の是非をめぐってはさまざまな言説があり、アメリカにおける言説と多くの類似性が見られる。大きくまとめると、性の商品化は、(1)強制による場合は悪いが、自由意思による場合は悪くないとする言説と、(2)自由意思による場合でも強制による場合と同様に悪いとする言説、とに分れる<sup>30</sup>。

第一の、強制は悪いが、自由意思による性の商品化は悪くない、という説（例えば、橋爪）<sup>31</sup>は、個人の自由意思、主体的選択、合意、自由契約、被害者不在という一連のリベラリズムの概念に依拠している。性産業で働く女性たちの性的自由と自己決定権の尊重からの肯定もある（川畑）<sup>32</sup>。自由売春を職業の一つ、性的サービス、スキルの提供に従事するセックス・ワークとして位置付けていこうとする立場からは、売春婦ラベルは売春婦差別を助長しているからこれをやめ、労働者としてのステータスを与えようとする。したがって、搾取のない、より良い性の商品化こそが大切となる（瀬地山）<sup>33</sup>。

これらの説が性の商品化をむしろ積極的に肯定的評価をしていこうとするのに対して、ある意味ではより消極的にだが、ポルノ・売春は必要悪、あるいはどうせ消滅しないとしてその存在を認めていこうとする立場がある。男の欲望本能論・生物論、犯罪防止効果（犯罪助長ではなく、ファンタジーのカタルシス効果を強調）等が用いられる<sup>34</sup>。商品化される女性への配慮はあまりない。

ポルノに関しては、ポルノは表現であり、女性差別的であっても、表現の自由はそれ以上の社会的価値があるものとして保障されるべきであるとする表現の自由の最大限の保障論がある<sup>35</sup>。しかし、「表現の自由」と「男女平等」という二つの基本的人権が衝突する時、どう調整されるべきか、という議論は欠如している。

第二の、性の商品化は、自由でも強制でも悪いとする言説において、個人の自由意思で行われる性の商品化であっても否定されるべき理由として言及されている主なものを挙げると、第1は、「社会規範」に根拠を置いた制限である。これに属するものとして、「性道徳論」：それ以上さかのぼることのできない社会の根本規範として、人の尊厳、社会の善良の風俗を守る性道徳があり、性の商品化はそのような性道徳に違反するという説（永田）<sup>36</sup>；「公共の福祉論」：表現の自由は絶対のものではなく、公共の福祉から一定の制限を受ける（紙谷）<sup>37</sup>；「自由の非絶対性」：「自由」は最高の価値ではない、女性の尊厳という他の価値との調整が必要であるという説；「他への迷惑・不快論」：性を商品化する本人にとってはよくても、女性一般を性的存在としてステレオタイプ化するから、他の女性には迷惑；「性規範論」：セックスは愛と結合すべきものであり、セクシュアリティは金銭で売買すべきでない、等がある。

第2は、「女性差別」論からの反対である。性の商品化は、女性差別、女性の主体性の否定（浅野）<sup>38</sup>、女性の性的客体化・モノ化、女性の人間性の歪曲、女性蔑視観の助長、性犯罪助長、女性の人権・尊厳の侵害、等の言葉で表現される。セクシュアリティは人格の一部であるという基本的考え方に立っている。

## セクシュアリティをめぐる言説／知／力と主体の構築

ここで、セクシュアリティをめぐるさまざまな言説の主要な対立点を取り出し分析しよう。ただし、異なる言説をリストアップして言説マップを作成し、相違点を対照し、議論の強さ、弱さを論じるという、言説の静的なとらえ方ではなく、主体や現実の構築にはたらきかける言説作用として動的にとらえることが目的である。すなわち、セクシュアリティについてのさまざまな言説がどのような言説空間を作っており、言説的ヘゲモニーを求める闘争が展開されているか、誰が言説生産への参加者であるか、言説の裏にどのような力が潜んでいるか、どのような主体が構築されているか、どのような現実が構築されているか、どこに変化の可能性があるか、というような問題を取り上げたい。

### 言説、力、主体

「権力と知の結び付きが行われるのはまさに言説においてである。言説は権力を運び産出する。」（フーコー、p. 129）<sup>39</sup> かつては点として存在した性産業であるが、マスメディアの性産業化、性情報産業と性売買産業の結合により、日本のセクシュアリティをめぐる言説の巨大な生産機構が作り出され、言説流布の経路は著しく拡大された。点在から網の目状の拡散となった。マスメディアや性売買産業が発信するポルノ的メッセージは、まさに圧倒的にヘゲモニックな言説群として、日本のセクシュアリティを規定している。ポルノ的フィクションが、日本の大衆文化の性的、社会的想像の形成において、他の競合的言説のどれよりも強く作用している。セクシュアリティについての社会通念を形成し、女性の性の商品化を自然化、当然化した。言説の背後に潜んでいる力、利害関係を隠すことに成功した。「性についての真理を産出する巨大な仕掛け」（フーコー、p. 73）が作り上げられたのである。

セクシュアリティについての言説は、体の言説的構築を通して主体／アイデンティティを構築し、コントロールする。マスメディアが生産し流布しているセクシュアリティについての言説は、女に対しては、自らのセクシュアリティの商品化、モノ化を、男にはその消費、支配を奨励している。女をあくまで性的存在、男の快樂のための性器に縮小しようとする。その逆は絶対に生じない。言説の生産、流通を支配するマスメディアは、男権によって支配され、男権中心のセクシュアリティの再生産機構となっている。

日本におけるセクシュアリティをめぐる言説空間は、自らのセクシュアリティをすすんで商品化する女性主体を作り出した（川嶋、1996）<sup>40</sup>。力は、主体の同意という形をとる時、最も効果的に作用する。主体のアイデンティティの一部として認識され、個人にとって当然に見える時、力の存在が隠される<sup>41</sup>。セクシュアリティを主体的に売る女性の創出は、強制を不要とする。「売られる女」から「売る女」へと移行した<sup>42</sup>。女性たちの自由意思による主体的選択としての性の商品化という表相を取るとき、女のセクシュアリティを支配、搾取しようとする男権的力・利害は隠蔽される。

禁止ではなく、奨励する言説が、主体構築と現実の創出にいかにか大きな力を持ちうるかの具体的例を示しているのが「援助交際」である。「援助交際」という慈善的に美化された言葉が与えられたことによって、好奇心をかき立て、より多くの少女たちの参入、利用者の拡大を促進した。それによって、「援助交際」をより一層現実として構築することに貢献し、メディアに格好の話題を提供し、一層の扇動、まさに「循環的扇動」（フーコー、p. 58）というべき現象を生み出した。もし、メディアが「高校生、中学生、小学校高学年生による少女売春の増加」「少女買春する男たちの増加」という表現を用い、少女たちの性を買う男たちを非難する言説が流

布されていたら、異なる現実が現出されていたに違いない<sup>43</sup>。

性を自発的に売る女たちの出現は、フェミニズムが追及してきた「女の主体化」の達成と言うべきであろうか？それとも、単なる「受動的な客体」から「能動的な客体」への移行<sup>44</sup>あるいは「疑似主体化」にすぎないのか？このような女性主体とは、一体、どういうものなのか、男性主体とどのような関係にあるのかを見なければならぬ。

## 主体と客体

現代女性解放運動は、女の主体の主張、客体化からの解放を主張した。ボーヴォワールは、今からちょうど50年前に、「男は主体であり、女は他者であること」「主体＝他者の関係は人間の意識にとって本質的なものであるが、通常それは相互的であり、主体であることと他者であることの両方を相互的に経験する。しかし、男女関係においては、男は常に主体、女は常に他者とされている」と述べた。そして、女が男を通して自己を位置付けるように社会化されている時、いかにそこから解放され、主体になれるかと問うた（1949/97, pp. 12-13）<sup>45</sup>。ボーヴォワールによる問題提起以来、男＝主体、女＝客体という関係からの解放は、フェミニズムにとって闘いの目標であり続けてきた。

特にラディカル・フェミニズムにとって、セクシュアリティは女の客体化の主たる領域であり、男が規定する女らしさからの解放は女の主体化への途であると主張した。「女らしさとは男にとっての性的魅力さであり、ジェンダーの社会化を通して、女は男が描く女のセクシュアリティを自己のものとする。セクシュアリティは力の一形態である。」「女の性的客体化／モノ化は、女の生き方の物質的現実となる。単なる心理的、態度的、イデオロギー的なものではない。……性的客体化は女の従属の第一次のプロセスである。」（マッキノン、1989、pp. 123-125）<sup>46</sup>

女の性の商品化は、男が女に対して欲望するセクシュアリティの提供であり、女の主体の主張、自己表現ではない。女は消費されるモノ、交換されるモノとして存在する。ポルノの制作者である男は、表現の主体として、女のセクシュアリティを規定し、消費者は表現の解釈を通して女のセクシュアリティを規定する。

このようなラディカル・フェミニズムによる分析に対しては、本質主義の批判が向けられている。ポルノには、暴力的、侵犯的なものから単なる裸体の表象までさまざまなものがあり、一律に「男支配、女従属」と結び付けることはできないという批判である。それに対し、スザンヌ・カペラーは、ポルノが女を客体／モノとして表象するそのあり方を問題にする。「女の客体化、モノ化は、男にとっては主体化である。客体、モノは決して主体とはならない。両者の間には対等なコミュニケーションはありえない。」制作者、読者、鑑賞者は、表象の主体であり、被表象者は客体として、主体の欲望と視線のために存在する。主体は客体に対して自己の欲望を投影する。客体は主体の筋書きに書き込まれ、主体の意思が客体の上に押しつけられる。主体は、客体の意思を否定する侵犯的行為を通して快楽を得る（カペラー、1986）<sup>47</sup>。

1990年代になって急速に浸透したコンピュータ・ポルノ、最新ではインターネット・ポルノは、ポルノ・コミックスと同様、コンピュータ・イメージであり生身のモデルはいないから人権は侵害されていないという議論が力を持ちやすい。しかし、ダイアナ・バタワース（1993）は、先端のメディア・テクノロジーによるポルノの有害性に警鐘を鳴らす。インターネットによって世界中に無制限に流布され、利用者はそれをダウンロードできる（ペントハウス・オンライン、ペントハウス・インタラクティブ等）。ヴァーチャル・セックスにおいては、利用者は、コンピュータ・プログラムが刺激する女とセックスする。ポルノの消費者は同時に生産者となる。コンピュータ・ポルノとインタラクティブに、利用者は女を好みに応じて選び、服を脱がせ、好きな姿勢を取らせ、自由自在にセックスする。消費者は、これまでのポルノのようにただ見る、想像するというだけでなく、より積極的に、女を自分の意のままに自由自在に操れる。さらに、実感的な三次元イメージへと進んでいる

と、バタワースは言う<sup>48</sup>。主体による客体の完全な性的支配を通して快楽の達成を追及する装置が、ヴァーチュアル・セックスであると言える。

商品化される性的客体は、主体によって自由に支配されるモノであり、主体の欲望を満たすために存在するものである。女が自発的に自らの性を商品化することは、男＝主体、女＝客体・モノという関係を変更するものではない。女をあくまでセックスにし、それを自由に支配しようとする男性主体と、自らを客体化／モノ化する女性主体の構築は、男に都合のよい性関係をスムーズに現出させるのみならず、男と女の関係全般を編成する。それは、フェミニズムが追及してきた「女の主体化」とは逆行するものである。

## 言説、知、ジェンダー

知は言説によって構築される。そして、力は知／言説に内在する。言説の生産に誰が参加し、知を構築するのか？言説という力へのアクセスは、物的リソースへのアクセスと同様、決して人々の間に平等に配分されているわけではない。言説を有する者は、知を決定し、それを客観的知として、言説を持たない者に押し付けることができる。

「表現の自由」はすべての人に平等に保障されている不可侵の基本的人権として、あたかも利害関係から超越したかの表相を持っている。しかし、「表現の自由」にどのような意味が与えられるか、すなわち「表現の自由」という知の構築は、異なる参加者による異なる言説の競合において決定される政治的プロセスなのであり、そこには異なる利害関係が潜んでいる。

「表現の自由」と「平等保障」という二つ人権が衝突するとき、どう調整するのか？差別的表現は、表現にとどまっているかぎり表現の自由として保障されるべきなのか、それとも差別的表現は差別的現実を作り出すもの、平等を侵害するとして否定されるべきなのか？マッキノン<sup>49</sup>は、アメリカでは、「表現の自由」が「平等権」に優先されたと言う。「言論を持っている人たちの権力は、それが法の保護を受けるにしたがって、ますます独占的、威圧的、暴力的になってしまう」(マッキノン、1993/95、p. 94)。

日本でも憲法が性の平等を保障しているにもかかわらず、二つの人権の衝突という問題提起すらほとんどされていないようだ。言論を有する人々の権力は、「表現の自由」という強力な「人権」によって保護され、「性の平等」という他の人権をも、あたかも当然であるがごとく、従属させてきた。「表現の自由」は言論を持っている優位者に一層多くの力を与えるものであるのに対し、「平等保障」は優位者よりも下位者が直接的受益者である。二つが衝突するとき、優位者に有利な言説が、下位者の利益を保障する言説に優先される。「表現の自由」の最大の享受者であるメディアは、「女性の尊厳」の侵害を日常的に行い、そして巨大な利潤を手にしていながら、「表現の自由」の名のもとに、保護されている。

表現の自由の内容の決定に参加するのは、まず第一にメディア関係者であり、そして裁判官であり、法学者であり、立法者であり、評論家たちであるが、いずれにしる圧倒的に男たちである。それが、女の体をめぐりものであるとしても、支配的な男の言説、特に「表現の自由論」の力の前に、対抗する女の言説、すなわち女性の体の商品化は女性の尊厳の侵害であり、性差別であるとする言説は、縁辺化あるいは無視される。あるいは、女性はまったく言説生産へのアクセスを持たない。

「表現の自由」を制限するものとして対置されてきたものは、「わいせつ」であり、「平等保障」ではない。そして、「わいせつ」の定義が、いかに、女性を排除したまま、男の言説によってつくられてきたかについては、すでに触れた。

売春は買春があってはじめて成立するわけだが、過去において、売春だけを処罰し買春を処罰対象にしてこなかったことも、言説への参加者は誰か、言説の裏にどのような利害が隠されているか、最終的決定者は誰であるのか、それによってどのような利益が保護されているのか、の分析が重要であることを象徴的に物語っている。

性の商品化をめぐるのは、売春権論や自由労働論から搾取論までさまざまな言説があることを見てきたが、性の商品化にかかわる現実には複雑であり、一般理論化することは困難である。性産業、買春者によるアジアの貧困地域の少女たちの性的、経済的搾取の現実があるのに対し、他方の極には、オフィス勤めでは到底稼げないような高収入を手に入れる売春者たちも存在することは否定できない。一般理論化は常に具体の捨象、内部差異の捨象を伴う。そこには、代表するものと、切り捨てられるものの力関係が存在する。

「売春の権利」によって利益を手にする者は、第一次的には、著しい利益をあげている性産業であり、多数の買春者である。そして、売春全体構図から見ればごく少数にすぎないが、強者の立場に立てた売春者たちがここに加わる。最も虐げられ、搾取されている弱者は、いかに数の面では多数者であっても、声なき存在であり、言説空間への参加者とはならない。彼女たちにとって、貧困の解決による売春からの脱出、より多くの選択肢の獲得こそが必要なのであり、売春の労働化による売春の継続であろうか？

### 自由、対、強制

「自由売春と強制売春」「成人売春と児童売春」「第一世界における売春と第三世界における売春」「売春と人身売買」を区別しようとする力は、世界的に勢力を獲得している。このような区別は、「成人女性による」「自由意思に基づく」「第三世界女性の搾取ではないような」売春を正当化しようとねらう言説的装置である。

「自由、対、強制」は、性の商品化の是非をめぐる議論の争点の一つであり、売春自由化論の前提となる。すなわち、女性の自己決定権は尊重されるべきであり、その否定は女性の主体性の否定になるという、リベラル・フェミニズム的主張、売春権主張者などの意見である。それに対し、売春の選択は、貧困、無知、選択の制限、情報の不足、若年等のためであり、自由で合理的な選択とは言えない、自由売春はありえない、という対抗意見がある。実際、貧困な国の貧困な家庭の少女や家族が同意したからといって、女性の自由意思に基づく売春であるとは言いがたい。自由と強制は、売春の現実においては、言葉が意味するほど対立する概念ではない。強制は、常に、自由意思による選択という表相を取りうる。

また、仮に自由意思、同意があったとしても、性的、経済的搾取は生じうる。「成人売春と児童売春」を区別する基準は年齢であるが、売春に合意できる年齢の設定は、利害関係によって決められる政治的なプロセスであり、決して、純粋に合理的判断能力の有無によって決定されるのではない。ネパールやオランダでは、1980年代に年齢引き下げが行われたという<sup>50</sup>。「第三世界における売春と第一世界における売春」もまた、売買春の国際化の中であまり意味をもたない。

「自由、対、強制」という考え方はそもそも、近代リベラル・ヒューマニズムの想定する「合理的、自律的、統一的、意識的主体」を仮定している。リベラリズムに立つ限り、なぜ女性は搾取的関係であっても選択してしまうのかという疑問に対し、説得力ある説明を持たない。搾取的であっても、女性の主体的選択であるかぎり自己決定権として尊重されるべきだという矛盾的主張をしなければならなくなる。「虚偽の認識による選択」という議論は、そもそも女性も「理性的判断力」を持つというリベラル・フェミニズムがよって立つ前提を揺るがせてしまう。「社会化による条件付け」という説明は、これまた女性の主体性の受動化を固定する危険をはらむという問題を生み出す。

それに対し、「矛盾を含む、状況的、流動的な主体」というポスト構造主義的な主体論に立つと、「自由、対、強制」という区別の陥穽から抜け出し、「主体による選択」とは、「文化・社会状況の中で構築される主体による、コンテキストの制約の中で行われる選択」ということになる。イデオロギーにはたらきかけられ、それに従う主体は、自主的に歩きだす（アルチューセール）のであり、強制は不要である。主体にはたらきかける権力の成功は、権力の隠蔽、すなわち強制の不在にある。「自由か、強制か」ではなく、文化・社会制度の中で、どのように主体が構築されているか、そのような主体によってどのような選択が行われているか、制度の中に潜んで

いる搾取性がどのような力によっていかにうまく隠蔽されているか、等が重要な分析課題となる。ただし、女性の主体性の否定、判断能力の否定ではなく、主体、判断能力にはたらきかける力の分析を重視すると同時に、受け身的に条件付けされるのではないエイジェントとしての女性の位置付けを可能にする。

### セクシュアリティは人格の一部か？

日本における近代の性欲論は、赤川（1996）<sup>51</sup>によると、「性欲＝本能論」モデルと、その後に出てきた「性＝人格論」モデルの両輪構成であった。「性＝人格論」、すなわち、性は人格の中心であり、金銭で売買してはならないという言説は、性教育、純潔教育の分野で使用され、80年代以降は売買春批判の中心的レトリックとなったと、赤川は言う。前者が主に男性の支持を受けているのに対し、後者の言説の担い手は女性を中心であると言う。前者は、売春必要論あるいは売春必要悪論へと結び付くのであるが、男の欲望／セクシュアリティについての議論が中心であり、女のセクシュアリティはほとんど論外である。それに対し、後者は、「売春は人権侵害」論の前提となる言説である。すなわち、買春はもちろん女性の人権侵害であるが、売春も自らの人権の侵害であるから許されない。言説とジェンダー利害関係の結び付きを示している。

「売春＝労働」論者および売春容認論者は、セクシュアリティは必ずしも人格の一部ではないと言う。「売春＝労働」論者にとって、売春は性的サービスの提供であり、体の提供ではない。あるいは、「売春を職業とする者は、性的仕事と自らの性生活を分離し、仕事としてのセックスには非エロ化の術を学ぶ」（ザッツ、1997）<sup>52</sup> ので、体は提供しても、心は渡さないという。体と心の分離を学習するのだという。

一方、宮台（1997、pp. 56-57）<sup>53</sup> は、「体はレイプされても心はレイプされない女子高生たちの登場」と題して、「フェミニスト的な「性は人格の尊厳」などと言うから、余計傷つけているのではないか、援助交際経験してもその後の人生を選択してしまうことになるということはない。感覚の変容もなく、ちゃんと恋愛もできる。援助交際もタバコと同じ道を歩むのではないか」と書いている（つまり、その後の生き方を決めてしまうということはない、という意味）。「まぐろ」をして、1時間我慢する」という少女たちが用いる表現は、体と心の切り離しのテクニックなのかもしれない。それでも、体への侵犯として記憶に残る経験の意味づけは、人生の時と状況に応じて変わるものである。性を売ること、さらにはレイプさえ扇動する文化の中での経験に対して、それにカウンターする文化に接したとき、まったく異なる意味づけを与え、自己の精神への異なる書き込みが行われる。レイプをどうということのない些少な日常行為として娯楽化することによって、レイプの侵犯性を抹消することが取るべき道ではなからう。

主体は流動的であり、常にプロセスの中にある。セクシュアリティはアイデンティティ／主体の一部であるが、人によって、ライフサイクルの各段階で、また時と場所によって、人格の一次的要素であったり、二次的要素であったりする、と流動的に考えることが適切ではないか。性の商品化は、ほとんど10代、20代に生ずる。女の体の商品価値が最も高い時期である。それは、女の一生の中で、セクシュアリティが最も存在の中核的である時期、アイデンティティの形成に最も重要な時期でもある。それゆえにこそ一層、性の商品化を通じた女の主体、体への言説的および実践的刻み込みは、後々にまで大きな痕跡を残しうる。男の方は、若い時期にすでに、女の体をモノとして見ることで、自己の欲望を満たすために利用する商品として扱うことを学習してしまう。男女は、全く相対立する経験を通して、それぞれのセクシュアリティ／アイデンティティ／主体を構築する。それは、一方を支配者に、他方を被支配者にする。直接的力の行使を通してではなく、男権的言説空間の中で作られる男女の主体による自由な選択という形態を通して達成されている。

### 性の商品化の害

ラコンブ（1994、pp. 31-33）<sup>54</sup>によると、フェミニスト言説はポルノの害を、直接的害、間接的害、社会的

害の3つのレベルで論じてきた。直接的害とは、ポルノに利用される女性が受ける害である。間接的害は、ポルノ消費が性欲を刺激し、女性に対する性的強制や暴力を引き起こす害である。社会的害は、ポルノがもつセクシズムの社会化作用がもたらす害である。

直接的害について、暴力等による強制があれば直接的害が発生するが、本人の自由意思による場合は、ポルノも売春も被害者不在だという見解（例えば、前出橋爪）は、性の商品化を容認する議論として使用されてきた。しかし、婦人相談員として売春の世界を長年観察してきた兼松（1990、pp. 300-301）<sup>55</sup> は、「人間を最も人間らしくする愛の世界から遠く離れ」「売春はゆっくりとした自己破壊」であると述べている。人生のそれぞれの段階での経験は、その個人の主体、思考、行為の選択に影響を与える。対等な男女の人間関係、コミュニケーションを否定する性の商品化の経験がその後の生き方にどのようなインパクトを及ぼすか、「被害者不在」「援助交際もタバコと同じ」という単純な構図で描けないことだけは確かだろう。

間接的害をめぐるのは、ポルノの性犯罪誘発論と、性犯罪防止論（カタルシス効果論）が対立してきた（売春についても同様の意見が戦わされてきた）。ポルノと性犯罪との関係について、加害者がしばしばポルノの頻繁な消費者であること、ポルノ消費量と犯罪頻度との間の統計的関係の有無、ポルノが消費者にどのような態度の変化を生じるかの実験、によって論じられてきた。しかし、職場でのセクシュアル・ハラスメント、電車での痴漢、女性や少女さらに子供に対する性犯罪は確実に増加しているとはいえ、ポルノ消費との直接的因果関係を証明することは難しい。ポルノ消費の影響は人によって異なり、消費者がすべて性犯罪へと走るわけではないことは明らかであり、因果関係論からの有害議論は袋小路に入ってしまう。そのために、「ポルノは必ずしも犯罪を引き起こすとは言えない」という議論が、ポルノの有害性を過小評価し、ポルノを表現の自由として保護することに利用されてきた。

カメロンとフレイザー（1992）<sup>56</sup> は、「アディクション・モデル」と「コピーキャット・モデル」という代替のアプローチを提示する。アディクション・モデルは、ポルノを見れば見るほどちょっとした刺激では満足せず、より強い刺激を求めて、より過激な、よりエグゼティックなもの、より若年の少女、子供を利用したものへと拡大する。より有害なファンタジーから、さらに表象だけでは不十分で、やがて行動に移すようになることを説明する。コピーキャット・モデルは、ポルノは男の性的欲望、セクシュアリティを形成し、行動のシナリオを提供するという。売春サバイバーであるイブリナ・ジオッペ<sup>57</sup> は、売春の経験をもとに、ポルノと売春との関係について、ポルノビデオは売春婦教育のテキストであること、客の欲望を構築し、どのようにセックスをするべきか、語りを提供し、客はそこに表象されているセックスを売春婦に要求する、と述べている。

社会的害は、ポルノが持つセクシズムの社会化作用がもたらす害である。ポルノは侵犯、支配の文化を伝える。ポルノ的表象に頻繁に触れることによって、このような文化を内面化し、そのような文化規範に従って思考し、行為する男女の主体が構築されるように作用する。そのような男女が作られれば、セクシュアリティを通して支配／被支配の現実が構築され、維持される。

しかし、社会化作用の中にあっても、主体は一方向的に条件付けられるのではなく、主体による意味の解釈、異なる言説が送るメッセージとの交渉、行為の選択の余地がある。メッセージの読者は、主体として、意味の創造を行うのであり、受動的で無思考的客体ではない。それゆえに、ポルノへの反応は多様であり、そこに抵抗の力がありうる。

### 資本制と男権制の結合

売春自由化論者は、売春を性的サービス、スキルを提供する労働として位置づけ、売春というレッテルをはがすことを要求している。それに対し、売春反対論者にとって、売春は体の売買、性的搾取であり、労働ではありえない。セックスワークという言葉の使用は、売春から搾取性、支配従属関係性を払拭し、「対等な個人間の契

約関係」へと転換させるパワフルな言説的手段である。性商品から特殊性を消去し、性産業を正規の資本制産業化することによって、性の商品化から利潤を獲得している産業および個人の利益を保護しようとする。

タン・ダム・トゥルン (1990/93)<sup>58</sup> は、ラディカル・フェミニズムによるセクシュアリティ分析に対する批判として、資本制との関連、国家の政策との関連の分析の欠如を指摘している。

性の商品化は、単なるイデオロギー、文化的なことにとどまらない。物的・経済的利害とも直接的にかかわっていることは明らかである。性産業、性情報産業、観光関連産業、等が、女性のセクシュアリティの商品化によって獲得する資本制的利潤は莫大である。それに対して、性産業での従事から得る女性の利潤はわずかである。性の商品化によって、女性は通常の仕事からは到底稼げないような収入を上げるということが強調されるが、それは、逆に言えば、背後にある資本が女性の性の利用からいかに巨大な利潤を手にしているかを示すものである。資本制的利潤がいかに生み出され、どのように配分されているかというメカニズムの分析が、セクシュアリティにおける支配・従属の分析と共に必要となる。

仮に売春を職業として見た場合、性によって最もセグレートされた職業ということになるだろう。セグレーションの打破をねらってきたフェミニズムにとっては、売春業の拡大は逆行現象ということになる。スキルの蓄積・訓練によるキャリアアップの可能性はどのくらいあるのだろうか？他の職業へと自由に転出できるように、というのが、どのようなスキルがあるのだろうか？

情報・サービスが産業の中心を占める時代になり、早々に、女性の性は、莫大な資本制的利潤を生む多様な商品として取り込まれ、男性消費者のためにサービス化、娯楽化された。テクノロジーは常に男が支配してきた。カメラ、ビデオカメラ、電話、コンピュータ、さらに近年におけるインターネットという新しいテクノロジーの発展は、男による女のセクシュアリティの支配に新しい態様と無限の拡散を与えている。

結局、女性の性の商品化は、資本制と男権制との非常に心地よい結合というべきであろう。性産業への若い女性の参入は、資本にとっても、多くの男たちにとっても、もっとも歓迎すべきことなのかもしれない。

### 性の解放か？

男の存在は、思考力を中心に規定されてきた。男は考えるコギトであった。それに対し、女の存在は、「性」を中心に規定されてきた。しかも、男にとっての「性」として。「フランス語で女のことをセックスと言うのも、女は男から見ると何よりもまず性的な存在であるという意味なのだ。男にとって女はセックスである。」(ボーヴォワール、1949/97、p. 11)<sup>59</sup>

現代フェミニズムは、女をあくまでセックスに還元しようとする、男による女の規定からの解放を求めてきた。1960年代のアメリカで性解放が進んだ時、それは女性にとって抑圧的性からの解放をもたらすものとして期待されたが、やがて、男支配の社会構造が変わらないままでの性の解放への疑問が出てきた(前述)。「問題は、女が、解放されて、どのようなセクシュアリティを楽しむか、ということである。女を客体/モノにする古いセクシュアリティをより自由に楽しむというのなら、それは空虚な勝利である。この、すでにより自由なセクシュアリティは、大体において、自由についての偽りの考えを反映している。すなわち、一方が他方を搾取し、非人間化する権利を持つという考えである。セクシュアリティの規範を変えないままでの女の解放は、無意味な目標だ。セックスは、それ自体では、女にとって解放的ではない。より多くのセックスであっても、だ。」(ソントグ、1973、p. 188)<sup>60</sup>

日本で進行している女の性の氾濫現象は、男権的セクシュアリティと性関連産業の金もうけ主義との結合によって推進されているものであり、決して男が規定する女のセクシュアリティからの解放ではない。男権支配のマスメディア、性関連産業が宣伝する女の体についての言説が作り出した、男にとって都合のよい性的存在としての女の創出にすぎない。

女のセクシュアリティをあくまで男の欲望を満たすために支配しようとする男の利益を、強制を用いることなく、女の任意的選択という形をとって達成しているものであり、セクシュアリティにおける対等性への歩みとは言えない。ポルノの侵犯性、支配性は、男権の「表象」であるが、それに同一化する女性主体を作り出すことに成功したことにより、女はセックスであることが「現実」となり、文化規範のみならず、物的状況をも編成している。

### どのように抵抗するか？

フーコーにとって、主体は言説の中で構築されるが、言説のはたらきかけを単に受動的に受け入れるのではない。人はエージェントであり、抵抗は、言説＝力の網の目の至る所にある。なぜなら、言説／力は、単一、統括的なものではなく、ヘゲモニーを求めて競い合う言説／力の網の目を構成しており、そこは、言説間の矛盾、挑戦、衝突が生じ、闘争、抵抗が繰り返される場でもある (pp. 123-124)。

女と女のセクシュアリティは、自然なもの、生物的に規定されたものでもなく、個人が自由意思によって選択するものでもなく、異なる言説の競合と言説が作り出す現実によって構築されていく。しかしながら、個人は、完全に受動的に社会的条件付けされるのではなく、コンテキストによって制約されつつも自己の位置を選択する力を持ちうる。女の性の商品化を奨励するマスメディアのメッセージにもかかわらず、すべての女たちが性を売ることを選択するわけではない。個人はさまざまな言説の競合の中で判断し選択するという交渉のプロセスを通過する。そこにこそ、女のセクシュアリティを支配しようとする力への抵抗の可能性が存在する。

では、女をエージェントとして、支配的言説が規定する女と女のセクシュアリティを批判し、挑戦し、抵抗することを可能にする状況は、どのようにして作り出せるのだろうか？

まず第一に、セクシュアリティを、単なる個人的なこととする見方を超えて、政治化することが必要である。女の性の商品化は、女／男の意味づけ、男女の力関係の規定を伴っていることを見るべきである。今日の日本では、労働、政治、教育等の領域における男女の不平等は政治問題化され、より平等な社会参画の達成へと一応の果実を生み出してきた。しかし、セクシュアリティを通じた男による女のコントロールは、逆に強化されてきた。しかも、セクシュアリティは個人の自由の問題、私的な問題とされ、そこにはたらく力関係は不可視化され、非政治化されている。このような状況を打ち破るためには、セクシュアリティにおける不平等が、個々人の意識の面でも、また社会的レベルでも、可視化され、政治化される必要がある。

第二に、言説／知に内在する力関係を露出することである。「ジェンダーは男女の肉体的差異に意味を付与する知であり」「知とは世界を秩序立てる方法であり、……社会組織と不可分なものである。」(スコット、1988/94, p. 16)<sup>61</sup> 女／男の意味、女／男のセクシュアリティの意味は、知を構成し、社会秩序のあり方を規定する。女／体／セクシュアリティをめぐるどのような知が構成されるかは、まさに言説／力の衝突を通じた闘争の場である。知の構築のプロセスにおける女の排除を批判し、女自身が知の生産者となることによって、女の不利を当然化している知を修正していくことが必要である。

第三に、現在の日本における女のセクシュアリティを規定しているヘゲモニー言説に対し、批判、挑戦、闘争、抵抗することである。特に、マスメディアが持つ圧倒的力の存在を認識し、常に批判の目を向けることが必要である。言説の裏にある力、利害を露出すること、言説の中に隠されている男支配、女従属の力関係を明らかにすることである。中立性に隠された支配のメカニズムを理解することである。

第四に、女のセクシュアリティをコントロールしようとする言説／力に抵抗する対抗的諸言説、代替の知の生産、流布が必要である。支配的言説は、自らに整合する現実を自然化、当然化することによって、それに対する批判力を鈍麻させようとする。したがって、批判する目を養うことに役立つ、抵抗の言説の生産が必要となる。

第五に、自分自身の主体が、どのような力によってはたらきかけられ、いかに構築されているか、について常

に注意を払うことである。女性は、しばしば、自分たちを下位に置く社会秩序を意識的、無意識的に受け入れることによって、その秩序の維持に加担するという、共犯的役割を担ってきた。我々は皆、秩序の中に生まれ、それによって主体を形成されているのであり、したがって、常にすでにその秩序の一部となっている。そして、そのような主体として、日々を経験する。それでは、すでに社会的に構築されており、ヘゲモニックなイデオロギーの作用を吸収してしまっている我々は、どのようにしたら、自らを構築するプロセスや自らの日々を経験を分析し、批判する力を持ちうるのだろうか？これは、現代フェミニズムに投げかけられた重要な問題提起であるが、オードリ・ロード（1984）が言うように、「自分自身の主体の中にあるヘゲモニックなイデオロギーの作用を常に認識し、自己点検すること」は重要である。「我々の経験の自己点検は知の源であり、我々を構築する社会的プロセスとイデオロギーを明らかにする手立てとなる。」<sup>62</sup>

異なる言説／知との出会い、異なる経験は、我々に、自分自身の中にある支配的言説の存在を認識させ、それに抵抗する力を与える。

「性の氾濫」という表現が一般的に使用されるが、それはあくまで「男に提供される女の体の氾濫」なのであり、決してその逆ではありえない。もし、「女に提供される男の体の氾濫」であるなら、おそらく、風紀を乱す、不快だという怒りの声が男たちの間からたちどころに上がることだろう。それは、社会秩序への容認されざる侵害となるだろう。日常化された「女の体の氾濫」を性の非対等として明確に認識することは、支配的文化の批判への出発点となる。我々は、日々さまざまな矛盾的经验をする。新聞で女に対する性犯罪の記事を読みながら、下段に掲載されている女の体への侵犯的な雑誌宣伝を見る。女の性器描写をでかでか書きたて、女の体への自由なアクセスを宣伝する雑誌広告が天井から下がる電車に乗る時、ポルノを眺めている男、レイプ・ストーリーの漫画に熱中している男の隣に座る時、怒り、不快さを感じつつ、そこから目をそらすか、あるいはあたかもそんな現実が存在しないかのごとく無視しなければならないという矛盾を日々経験する。そして、駅に張られた、「痴漢は犯罪です」と書いたポスターの横を通り過ぎ、セクシュアル・ハラスメントが性差別として法律化されたことを一歩前進であると喜ぶ。このような矛盾した経験を見つめることにより、批判し、抵抗する力を自らの中に育てることができる。支配に抵抗できる主体を作り出すことを可能にする。

そして、最後に、男権主義と商業主義による支配に対抗する、新しい社会価値の創出こそが必要であろう。社会価値とは、どのように生きたいか、どのような社会に生きたいか、どのような社会価値を次世代に伝えたいか、という観点から意味づけされるものであろう。それは、上から下へと押し付けられるのではなく、参加的、複数的、流動的、構築的な社会価値の創出ということになるべきであろう。男女の平等と尊厳の実質的実現は、そのような社会価値の重要な柱の一つを構成するべきであろう。

(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授)

## 注

1. Shulamith Firestone, *Dialectics of Sex* (New York: William Morrow & Co, 1970) p. 3. シュラミス・ファイアストーン『性の弁証法』林弘子訳（評論社、1975）。
2. 『現代のエスプリ 売春・買春：「生活苦型」から「享楽型」へ?』No. 230, 1986.
3. ミッシェル・フーコー『性の歴史I：知への意志』渡辺守章訳（新潮社、1986）Michel Foucault, *La Volonte de Savoir* (Editions Gallimard, 1976); Michel Foucault, *Power/Knowledge: Selected Interviews & Other Writings, 1972-1977*, edited by Colin Gordon (New York: Pantheon Books, 1980).
4. ルイ・アルチューセルのイデオロギー論において、主体／個人はあらゆるイデオロギーにとって構成的である。個人は、イデオロギーに常に呼びかけられ、自由な主体として服従を受け入れることにより、自主的にひとりで歩く。「イデオロギーと国家のイデオロギー装置」柳井隆訳、柳井隆・山本哲士著『アルチューセルのイデオロギー論』（三交社、1993）に収録。
5. ただし、このことは、主体やアイデンティティを固定的にとらえるのではなく、流動的にとらえることと矛盾するものではない。

6. セクソロジーの面で特に画期的だった研究として、Alfred C. Kinsey, *Sexual Behavior in Human Male* (Philadelphia: W. B. Saunders, 1948); William Masters and Virginia Johnson, *Human Sexual Response* (Boston: Little, Brown and Company, 1966).
7. ケイト・ミレット『性の政治学』藤枝濤子他訳 (ドメス出版、1975) Kate Millett, *Sexual Politics* (New York: Simon & Schuster Inc., 1969).
8. Roe v. Wade, 410 U.S. 113, 153 (1973).
9. The President's Commission on Obscenity and Pornography.
10. Miller v. California, 413 U.S. 15 (1973) は、「わいせつ」の判断についての、3つの基準を示した。現代のコミュニティの基準に照らして、平均の人間が、作品を全体として見て、(1)色欲 (prurient interest) に訴えるものであるか、(2)性的行為の表現があらゆるさまに感情侵害的 (a patently offensive way) であるか、(3)作品が全体として文学的、芸術的、政治的、科学的価値に欠落しているか。  
マッキノンとは、「問題は、ポルノグラフィが増えるにつれて、ポルノグラフィによって事実上の文化的基準が設定されるようになる」と指摘する。『ポルノグラフィ：「平等権」と「表現の自由」の間で』柿本和代訳 (明石書店、1995) p. 114.
11. インディアナポリス市条例は、ポルノとは、「性的にあからさまな女性の従属の描写であり、かつ、女性が、(1)苦痛や凌辱を楽しむ性的モノとして描写され、(2)レイプを喜ぶ性的モノとして描写され、(3)縛られ、切られ、切断され、殴られ、傷つけられ、あるいは肉体の部分へと部分化され、(4)物体や動物によって挿入され、(5)蔑視、障害、拷問という状況の中で、汚く劣等に、出血し、殴られ、傷けられ、これらを性的なものにするように描写され、(6)支配、征服、侵害、搾取、所有、利用のための性的モノとして、あるいは隷属、服従、陳列の姿勢や位置を通して性的モノとして描写されているもの、の一つまたはいくつかに該当するもの」と定義している
12. American Booksellers Association, Inc. v. Hudnut, 771 F. 2nd (1985). 高橋和之「ポルノグラフィー性支配」『岩波講座 現代の法11：ジェンダーと法』(岩波書店、1997) 参照。
13. *Final Report of the Attorney General's Commission on Pornography* (Nashville: Rutledge Hill Press, 1986).
14. キャサリン A. マッキノン『ポルノグラフィ：「平等権」と「表現の自由」の間で』柿本和代訳 (明石書店、1995) Catharine A. MacKinnon, *Only Words* (Harper Collins, 1993).
15. 池田恵里子「性産業の拡大と市場再生産」『買春に対する男性意識調査』報告書 (男性と買い春を考える会、1998)。
16. 片居木英人「性の商品化ということ」林千代編婦人福祉研究会著『現代の売買春と女性：人権としての婦人保護事業を求めて』(ドメス出版、1995); 亀井淳『写真週刊誌の犯罪』(高文研、1987) pp. 159-165も参照。
17. 松井やより「アジアと買春-セックス・ツアーと人身売買」『買春に対する男性意識調査』報告書、注15と同じ; ロン・オングレディ『アジアの子どもとセックス・ツアー』エクパット・ジャパン監修、京都YWCA アプト訳 (明石書店、1995); 菊地京子「周縁としての外国人女性労働者」『女と男の時空：日本女性史再考 VI 溶解する女と男』(藤原書店、1996)、等参照。
18. 伝統的に、売春する女性を特殊グループ化し、一般子女と区別するという線引きが行われてきたが、ここではそのような意図はなく、メディアの報道でしばしば用いられている表現として使用している。
19. 筆者が1995年秋に、下記のアメ리카大手新聞社9社に対し送った質問票への回答に基づく。アトランタ・ジャーナル、シカゴ・トリビューン、ロスアンジェルズ・タイムズ、マイアミ・ヘラルド、ニューヨーク・タイムズ、サンフランシスコ・クロニクル、ウォールストリート・ジャーナル、U.S.A.ツデー、ワシントン・ポスト。
20. Dany Lacombe, *Blue Politics: Pornography and the Law in the Age of Feminism*. (Toronto: University of Toronto Press Inc., 1994) 参照。
21. この議論では、リベラル・フェミニズムとラディカル・フェミニズムの対立を中心とするが、セックス・ラディカルと呼ばれる考え方もある。これは、ポルノも含め、人間の性的欲望、性的アイデンティティのさまざまなあり方を認めていこうとする。Carole S. Vance (ed.), *Pleasure and Danger: Exploring Female Sexuality*. (Boston: Routledge & Kegan Paul, 1984). その中でも特に、Gayle Rubin, "Thinking Sex: Notes for a Radical Theory of the Politics of Sexuality." また、ポルノには否定的であっても、国家権力の介入による規制に反対する意見もある。
22. Catharine A. MacKinnon, "The Problem of Marxism and Feminism." In *Toward a Feminist Theory of the State* (MA: Harvard University Press, 1989).
23. Andrea Dworkin, *Pornography: Men Possessing Women* (New York: E. P. Dutton, 1979).
24. ポルノは「男支配、女従属の表象であるとともに、そのように男女の生き方を規定する」というラディカル・フェミニズムのポルノ分析に対しては、本質主義、単一主義の批判が向けられている。
25. COYOTE とは、Call Off Your Old Tied Ethics.
26. F. Delacoste & Priscilla Alexander, *Sex Work*. (Pittsburgh: Cleis Press, 1988).
27. Noah D. Zats "Sex Work/Sex Act: Law, Labor, and Desire in Construction of Prostitution." *Signs*, Winter 1997, vol. 22, no. 2.

pp. 277-308.

28. イブリナ・ジオッペ「商業的性的搾取からの生還」「売買春をめぐる性的自由主義者の嘘を暴く」『買春に対する男性意識調査』注15と同じ。
29. ジャニス・レイモンド「女性に対する暴力としての売買春：北京会議等における NGO の妨害」『買春に対する男性意識調査』注15と同じ。
30. 江原由美子編『フェミニズムの主張』（勁草書房、1992）および江原由美子編『フェミニズムの主張2：性の商品化』（勁草書房、1996）；「特集＝ポルノグラフィ」『現代思想』1990年1月号；『ニューフェミニズム・レビュー3 揺れる視線の政治学：ポルノグラフィ』（学陽書房、1992）、等参照。
31. 橋爪大三郎「売春のどこが悪い」『フェミニズムの主張』注30と同じ。
32. 川畑智子「性的奴隷制からの解放を求めて」『フェミニズムの主張2』注30と同じ。
33. 瀬地山角「よりよい性の商品化へ向けて」『フェミニズムの主張』注30と同じ。
34. 小浜逸朗「ポルノ批判の言説に寄せて」『現代思想』1989年9月号。「性欲の現象論」『現代思想』1990年1月号。
35. 奥平康弘『性表現の自由』（有斐閣、1986）
36. 永田えり子「性の商品化は道徳的か」『フェミニズムの主張2』注30と同じ。
37. 紙谷雅子「性の商品化と表現の自由」『フェミニズムの主張2』注30と同じ。
38. 浅野千恵「潜在的商品としての身体と摂食障害」『フェミニズムの主張2』注30と同じ。
39. ミッシェル・フーコー『性の歴史I：知への意志』注3と同じ。
40. ホーン川嶋瑤子「日本の大衆ポルノ文化のジェンダー・イデオロギー：女のアイデンティティーとセクシュアリティの構築」『日米女性ジャーナル』no. 20, 1996.
41. フーコー、p. 112、およびルイ・アルチュセール「イデオロギーと国家のイデオロギー装置」p. 101参照。注4と同じ。
42. 岩永文夫『読売新聞』1995年2月5日。
43. 援助交際について異なった視点から記述したものとしては、宮台真司『制服少女たちの選択』（講談社、1994）、黒沼克史『援助交際』（文芸春秋、1996）、大治朋子『少女売春供述調書』（リヨン社、1998）、庄子晶子・島村ありか・谷川千雪・村瀬幸浩『“援助交際”の少女たち』（東研出版、1998）等参照。
44. 白藤花夜子「割れた鏡のカレイド・スコープ」pp. 13-16『ニューフェミニズム・レビュー3 揺れる視線の政治学：ポルノグラフィ』注30と同じ。
45. シモーヌ・ド・ボーヴォワール『第二の性I』井上たか子、木村信子監訳（新潮社、1997） Simone de Beauvoir, *Le Deuxieme Sexe* (Gallimard, 1949)
46. Catharine A. MacKinnon, "Method and Politics." In *Toward a Feminist Theory of the State*, Ibid.
47. Susanne Kappeler, "Subjects, Objects and Equal Opportunities," from *The Pornography of Representation* (Polity, 1986). Reproduced in *feminism and sexuality*, edited by Stevi Jackson and Sue Scott (New York: Columbia University Press, 1996).
48. Diana Butterworth, "Wanking in Cyberspace: The Development of Computer Porn." from *Trouble and Strife*. no. 27, 1993. Reproduced in *feminism and sexuality*, edited by Stevi Jackson and Sue Scott, Ibid.
49. キャサリン A. マッキノン『ポルノグラフィ：「平等権」と「表現の自由」の間で』注14と同じ。
50. ジャニス・レイモンド「女性に対する暴力としての売買春：北京会議等における NGO の妨害」『買春に対する男性意識調査』注15と同じ。
51. 赤川学「売買春をめぐる言説のレトリック分析」『フェミニズムの主張2』注30と同じ。
52. Noah D. Zats "Sex Work/Sex Act: Law, Labor, and Desire in Construction of Prostitution." Ibid.
53. 宮台真司『世紀末の作法』（リクルート ダ・ヴィンチ、1997）。
54. Dany Lacombe, *Blue Politics*. Ibid.
55. 兼松左知子『閉じられた履歴書』（朝日新聞社、1990）。
56. Deborah Cameron and Elizabeth Frazer, "On the Question of Pornography and Sexual Violence: Moving Beyond Cause and Effect," from *Pornography*, ed. Catharine Itzen (Oxford University Press, 1992). Reproduced in *feminism and sexuality*, edited by Stevi Jackson and Sue Scott, Ibid.
57. イブリナ・ジオッペ「売買春をめぐる性的自由主義者の嘘を暴く」『買春に対する男性意識調査』注15と同じ。
58. タン・ダム・トゥルン「売春－性労働の社会構造と国際経済」田中紀子・山下明子訳（明石書店、1993）pp. 91-99. Thanh-Dam Truong, *Sex, Money and Morality: Prostitution and Tourism in Southeast Asia* (Zed Books, Ltd., 1990).
59. シモーヌ・ド・ボーヴォワール『第二の性I』注45と同じ。
60. Susan Sontag, "The Third World of Women," *Partisan Review* 40 (1973). Cited by C. MacKinnon, *Toward a Feminist Theory of the*

*State*, *ibid.*, p. 118.

61. ジョーン・スコット『ジェンダーと歴史』萩野美穂訳（平凡社、1994）Joan Wallach Scott, *Gender and the Politics of History* (New York: Columbia University Press, 1988).
62. Audre Lorde, *Sister Outsider* (Trumansburg, New York: The Crossing Press, 1984).